

# 大阪市 住民票の写し等の交付に係る 本人通知制度

不正請求を  
未然に防ぎ  
プライバシーを  
守ります

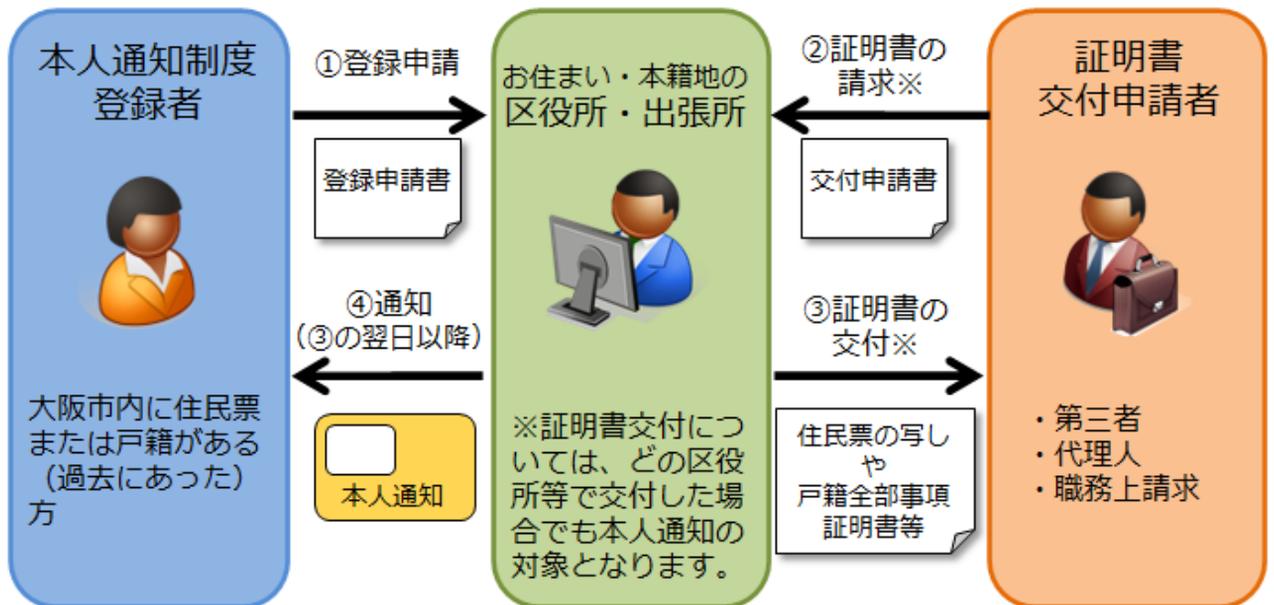
大阪市では、住民票の写しなどが第三者に取得された事実を本人に通知する「本人通知制度」を実施しています。

本人通知制度は  
事前登録が必要です

## 通知の 内容

- ◆ 証明書の交付年月日
  - ◆ 交付した証明書の種別
  - ◆ 交付した証明書の通数
  - ◆ 交付申請者の種別（第三者、代理人、職務上請求）
- ※交付請求者の氏名や住所等は通知することができません。

## 本人通知制度の流れ



①登録申請は、代理人や郵送等による申請も可能です。

本人通知制度の詳細や登録申請書のダウンロードは、大阪市ホームページよりご確認ください。



## 「お問い合わせ先」

各区役所窓口サービス課（住民情報担当）までお問い合わせください。  
※北区役所は「戸籍登録課」、住吉区役所、平野区役所は「住民情報課」

